

【教育委員会関係：質問項目】

1. 高校定員等について（陳情）
2. 学校給食モニタリング事業について（陳情）
3. 教職員の不祥事について
4. 高校定員の削減について
5. 生徒自殺発生時の対応について

【質問本文】

1. 高校定員等について（陳情）

■ 質問（しもづる）

まず、この陳情の第二項につきまして、伺いたいのですが、募集定員の削減もしくは策定において、ここに中学卒業予定者の進路希望状況や地域・学校の実態等を考慮とありますが、この地域・学校の実態等というのは具体的にどういうことですか。

□ 答弁（高校教育課長）

学校の実態ということでありまして、どういう学科が設置されているのか、例えば一学科一学級という学校と、一つの学科、例えば普通科なら普通科で複数の学級を持っている学校ということがございます。一学科一学級ということになりますと、地元の産業等の関係ということもございまして、生徒がなかなか集まらない状況があっても残さざるを得ないという学科等もございます。その辺のバランスということが、なかなか難しいというところでございます。

例えば、学級数としましては、二学級規模の学校は結構ございますけれども、本県の考え方としまして、高校につきましては、一学級規模の学校はつukらないということでやってきております。二学級規模の学校については、募集定員をさわれないという状況もございます。そういったところで御説明させていただきます。

■ 質問（しもづる）

それでは、同じく第二項の状況説明の後段について伺います。

現状の法制度上は教員定数の関係で三十五人以下学級を導入する考えはないという説明ですが、一方で、小学校でやっている三十五人以下学級を今後、推し進めていく、もしくはその上でも、三十五人以下学級の効果、従来と比べてどういう効果が出ているのかということ、これをやる・やらないは別として、小学校ではやっているわけなので、三十五人以下学級というものについてはどういう効果が出ているのか、ということはやはり示していかないといけないと思います。

なぜこれを申し上げるかということ、例えばそれでちゃんと効果があります、もしくはそれを踏まえて、

高校でやればこれだけの効果が見込めますとなれば、現行の制度では無理でも、別途、国への要望や、説得材料になり得ると思います。なので、今、三十五人以下学級というのを小学校でやっているわけですから、その効果をどのように把握しているのか、示してください。

□ 答弁（義務教育課長）

本県では、小学校一年生、二年生におきまして、三十五人学級を従前からやってきておりますけれども、そういった中で教職員の方々から、子供たちを把握をしやすくなったといった声等々をいただいて、責務的な意味での効果の声をいただいているところでございます。

また、国におきましても、そういった少人数学級の成果というものについて検証してきた経緯がございますが、その中で、少人数学級において学力の向上という面で一定の成果がある、ということが出てきております。ただ、学力という観点に立てば、必ずしも少人数学級だけではなくて、ほかの要素も関係してきておりますので、少人数学級の成果という点については、多角的な分析が必要ではないかと思っております。

■ 質問（しもづる）

わかりました。

それでは次に、第三項について伺います。

先ほど答弁で、なぜ定員内不合格が出るのかというその原因の一端として、面接でやる気がない、あるいは試験でやる気が余りにないことがあるということだったのですが、これについて、中学校の段階で進路を考えさせるのは当然として、試験というのはちゃんと自分が頑張るって受からないといけなくて、少なくとも試験の会場や面接ではちゃんとやることをやりましょうと、当たり前のことですが、この辺のことはちゃんと指導をしているのかということを確認させてください。

□ 答弁（高校教育課長）

特に中学校におきましては、進路指導ということは非常に重要な位置づけになってまいります。高校入試に向けた、学力の面だけではなくて、キャリア教育ということを考えて、なぜ、どういう目的で高校に行くのか、その先をどう考えていくのかということをしかりと考えさせる時間を、例えば総合的な学習の時間等々を用いまして指導をしているところでございます。

■ 質問（しもづる）

わかりました。

あと、第五項について伺いたいのですが、たしか今、新型奨学金を検討してますが、奨学金の話なので、新型奨学金が今、どういう状況にあるのか、検討状況はどのような状況にあるのかということをお教えしてください。

□ 答弁（福利厚生監）

この陳情の関係につきましては、高校生への奨学金の貸与の陳情でございますけれども、新たな奨学制度につきましては、大学生向けの奨学金の制度を現在、検討しているところでございます。

現在、細かな詰めを行っておりまして、できるだけ早急に検討、制度設計を終えまして、平成二十五年からの導入に向けて進めていきたいと思っております。以上でございます。

■ 取扱意見（しもづる）

新規の陳情第四〇一五号並びに継続の陳情第四〇〇七号第四項、第五項につきまして、取り扱い意見を申し上げます。

まず、陳情第四〇一五号につきまして、第一項につきましては、大隅地域における高校振興において、最終とりまとめを十分に尊重するのはもちろんのことではありますが、それ以外の地域において、どのような状況、地域の実情を盛り込んで対応していくかということにつきまして、今後の取り組みを注視する必要があるということ。また次に、第二項につきましては、三十五人以下の少人数学級について、現行の法制度では厳しいという話ではありますが、本県で既に取り組んでいる三十五人以下学級の効果を検証しつつ、必要であるということであれば、国に対して要望を上げていくべきと考えますので、また、その効果を分析並びに注視する必要があるということ。第三項につきましては、定員内不合格者の件ではありますが、やはりこれを考えるに当たっては、その原因、対応を具体的に分析する必要があるということ。そして第四項につきましては、現在、高等部を設置していない特別支援学校への高等部設置につきまして、その前提となる収容人数並びに生徒数について状況を今、注視しているということ。並びに第五項につきましては、この陳情の趣旨については、高校に関する奨学金ではありますが、奨学金全体の新たな制度設計を行う、大学生向けの奨学金の制度設計を行っているところであり、奨学金全体としてその動向を注視していくべきであるということから、継続審査を申し上げます。

また、陳情第四〇〇七号の第四項、第五項につきましては、今申し上げました陳情第四〇一五号第四項、第五項と同趣旨でありますので、同じく継続審査をお願いいたします。

2. 学校給食モニタリング事業について（陳情）

■ 質問（しもづる）

学校給食モニタリング事業は、国の実施要項等に基づき、と状況説明にあるわけですが、測定するに当たって、何をどのように、どの程度まで測定するのかということについては、国でどこまで決められているのか、県にどれだけ裁量があるのか、その線引きについて示してください。

□ 答弁（保健体育課長）

このモニタリング事業につきまして、国の実施要項等には基準値の設定はございませんでした。それで、県で基準値をどこに設定をするかということで、今年度四月に新しく放射能の食品の基準値が示されまして、その一番基準の高い飲料水一キログラム当たり十ベクレルを設定したところでございます。

以上でございます。

3. 教職員の不祥事について

■ 質問（しもづる）

被処分者の校種別割合というところを見ますと、小・中・高・特別支援学校とありますが、資料の五ページが全体の割合、例えば、わいせつ事案に関して資料の十ページにあります、いずれも小学校の教員は少ないのに対して、中・高の教員が占める割合が、全体の人数の割合の一・四、五倍、わいせつ事案に至っては人数の比に対して中学が一・七倍という状況になっていることについて、たしか六月議会でも、これはなぜですかと伺ったところ、今後の検討委員会で専門家の方に尋ねます、という答弁だったわけですが、その結果、校種別の傾向があるのはなぜなのか。そして、それに対してどのような対策を打つか、ということについて教えてください。

□ 答弁（人事管理監）

五ページで、今、中・高の割合が、中学校が多くなっているという御指摘でございました。この報告書そのものには、その理由については、確かなところまで記載ができなかったところがございます。当初、私ども、小学校の場合に女性の先生方の割合が多かったりするものですから、そういうところにも原因があるのかということと考えたりしていたのですが、なかなか理由の特定がしにくかったところがございます。

ただ、委員の皆さんの中から、中学校の場合に、ちょうど思春期という時期にも差しかかるということ等は一応お話として出ましたけれども、理由について明らかに説明ができるというところまでは至らなかったところがございます。

中学校の職員が事故が多いということですが、この対策、要因のところでは資質にかかわるもの、それから職務・勤務体制、環境と分析しておりますけれども、この要因で、例えば、児童生徒に対する優位性、あるいは児童生徒との距離感の喪失ということが出てきております。小・中・高で見ましたときに、優位性という意味では小学校がその度合いが高いのではないかと、それから距離感の喪失ということでは、高校のほうが、よりその割合が高くなるのではないかとのお話も伺いましたが、実際には明らかに中学校の件数が多くなっています。そういう意見はありましたけれども、明らかに、中学校の先生が事故を起こす割合が高い理由の特定までは至らなかったところがございます。

しかしながら、小・中・高、全体を通して、ここにある規範意識の欠如、職務・勤務体制、それから環境、ここについて検討していくことで不祥事の対策になるのではないかとということで、この提言をまとめさせていただいたところがございます。

■ 質問（しもづる）

校種別に偏りがあるように見えるのは、その最初のお話があった、小学校の教員には女性が多く、また、資料九ページにあるように、被処分者の性別による偏りがすごくあるというところに起因するものもあるというのは理解いたしました。

そうしますと、校種別で比較をするにしても何にしても、被処分者の年齢等々を見るにしても、九ページの資料を見ると、男女比がほぼ全職員の男女比は五、五であるのに対して、被処分者は大体八、二

以上広がっているというのであれば、例えば、これを除いて、校種別や年代を分析する際に、その全職員、ただし、男性の中の全職員に占める年齢割合、同じく男性の全処分者に占める割合などの分析をかけてはどうか。なぜこういう話をするかという、もし、年齢だろうが校種だろうが、特定の要因がつかめるのであれば、そこに処方箋を出せばいい話なので、そこの辺の男性に関する分析というのはかけてあるのですか。あるかないかは、まず教えてください。

□ 答弁（人事管理監）

その非違行為を、処分を受けた男性についてのそれぞれの分析ということでよろしいでしょうか。（「ええ」という者あり）

起こしました事故につきまして、その職員のさまざまな属性等につきましては個別に取り上げまして、こういう状況の中で、こういう属性を持っている職員が事故を起こしているということは、会議の中で委員さんにお示しをして御意見をいただいたところではございます。

■ 質問（しもづる）

五ページに全職員対被処分者の校種別割合というグラフがあります。これで例えば差異があったとして、ではなぜかという、小学校は女性教諭が多くて、九ページを見ると、女性の方は被処分者になる割合が少ないからという説明だけでは、この校種別割合を出す意味が乏しくなると思います。少なくとも校種別割合に関しては、このグラフだけだと、原因分析にならないと思います。

なので、要望ですけれども、被処分者の性別でこれだけ有意な差が出ているのであれば、その要素を取り除いた比較というのは、やはりあってしかるべきではないか。それで、何らかの原因がわかれば、それに対して有効な手だてを打っていけると思うので。

□ 答弁（教育長）

御意見いただきまして、ありがとうございます。

この四ページから五ページにかけての校種別の分類について、そこに何らかの特定の要因が潜んでいるのであれば、今後の対策にという趣旨の御質問だろうと思いますが、私どももそういう観点で、委員の指示も受けまして分析もいたしました。

確かに小学校の場合は女性の教諭が多くて、比率として男性の比率が低いとは言えます。けれども、その分、小学校の教員全体の数が多いので、今度は人数という形で考えてみると、必ずしも小学校の男性が不祥事を起こしている率が低い、ということも逆に言えないといったこともありまして、校種別で分類はしてみましたけれども、小学校が低いところの原因について、今この五ページの中ほどに書いてございますが、わいせつ行為等の被処分者が小学校の場合は低いといったこと以外の原因がなかなか分類、分析ができなかったという状況でございます。

4. 高校定員の削減について

■ 質問（しもづる）

今、二牟礼委員からも、P T A、同窓会等の地元の取り組みという話もありましたが、関連して、全体的に少子化ということで定数減というのは避けられないという一方、やはり特に地方に行けば行くほど、地元の高校というのは地元の教育のよりどころであり、中心であるというところがあるかと思いません。

そこで、この定数減を決定していくに当たって、一つは中学三年生の数も要因になるとは思いますが、その数は、大体読めると思います。その場合に、例えばこのままいくと何年後かには、いよいよこの高校は定数減をしなければいけなくなります、については維持するために、例えば地元からほぼ一〇〇%来てもらう、もしくはもっと積極的にほかのところから来てもらう、そういう魅力的な学校づくりをしないと減ります、という見通しを、早い段階で伝えているのかどうかを伺いたいです。

つまりP T A、同窓会の方々、いざ減るとなれば一生懸命頑張ると思います。ただ、頑張り始めて一年ですぐ、魅力ある学校づくり、そしてほかのところから生徒を呼んでくれることができるかといえば、それは厳しいと思います。なので、もう読めた段階で、このままいくと、おたくは定数減になります、なる可能性は高い、ということを、僕は早目早目に言っていくべきだと思いますけれども、そこについては今どうなっていますか。

□ 答弁（高校教育課長）

毎年七月でございますけれども、私どもは県内十二会場で募集定員説明会、次の年の募集定員に関しまして資料提供をするという会をしております。ちょうど七月の頭で、毎年毎年学校基本調査の結果が出ますので、その学校基本調査の数に基づきまして旧市町村別にデータをつくりまして、毎年毎年お渡しをしております。私どもとしては、自分のところが、これから後どういう子供の数の状況なのかということにつきましては、そういった資料を見ていただいて十分御理解いただいていると思っております。

先ほど申しましたとおり、どの学校、どの学科を学級減にしていくのかということ、なかなか長期的なビジョンの中で決められないという状況もありますけれども、少なくともその地区の子供の数の減少状況につきましては、私どもとしましては十分周知をさせていただいていると思っております。

学級減の対象になるところにつきましては、平成二十一年ぐらいからだったと思っておりますけれども、私どもとしましては、早い段階で対象の候補になるような学校について、四月、五月に回らせていただきまして、学級減になる可能性があるということを申し上げてきているところがあります。自分の学校が学級減になりますと、ストレートに言われたい限り、なかなかそのとおり受けとめていただけない、そういう状況もあるのではないかと考えております。

今後、学級減の対象になる学校につきまして、どのように事前に周知をさせていただくのか、そういったことについてさらに検討をしていきたいと思っております。

■ 質問（しもづる）

その地元への定員定数減になりそうだという情報の提供のあり方について、幾つか提案を含めて伺い

たいのですが、今、地域の子供の数に関しては情報提供をしているという話がありました。そしてまた、具体的な話は四月、五月に回って、ただ、これまでは、はっきり定員減になりますというニュアンスにとられているかどうか、そこはわからないというお話もありました。

そこで思いますけれども、子供の地域の数と、実際に地元の高校に入ってくる数というのは、出ていく数もあるでしょうし、入ってくる場合もあるでしょうから、当然に違ってきます。何%歩どまりがあるかは地域で違うとして、大体のトレンドはあると思います。例えばこの学校は減る、何か今までの歩どまりを掛けたら、このままではこの高校はこの数になる、であれば、こういう推移になって何クラスか割りますという情報の提供、もしくは加えて、学校、PTA、同窓会にもっとはっきりとしたニュアンスで伝えていくべきだと思いますが、これについてお考えをお聞かせください。

□ 答弁（高校教育課長）

先ほどの例えば進路希望調査の結果ですけれども、これにつきましても、その学区からの希望者ということではありません。全県からその高校を希望する子供の数、生徒の数ということになります。私どもとしましては、どの学区から、あるいはどの中学校からその学校を希望しているのかといったところまでは、一応数としては押さえているところでございます。

で、その入り込みの数を見ながら、その学校についてどのぐらいの募集定員にするべきかということ进行分析することになりますけれども、進路希望調査の調査結果ということだけではなくて、先ほどの七月の募集定員説明会でございますけれども、前年度の高校入試の状況がどうだったのかといったこともあわせてお示しをしているところでございます。希望者の数、それから出願をした者の数、実際受検をした者の数、それから入学した者の数、そういったかなり細かいデータも毎年お示しているところでございまして、当該の高校のその学科が今どういう状況にあるのかということにつきましては、その数字を見ていただければ十分おわかりいただけているものだと思っておりますけれども、今、委員がおっしゃいましたとおり、なかなかわかりにくいということもあると思いますので、その辺の提示の仕方も含めて、今後検討させていただきたいと思っております。

■ 質問（しもづる）

そこはぜひ本当に工夫していただきたいと思っております。地元が火がついたときにはもう遅かったとなれば、やはり後悔が残るわけです。実際、今の提供の仕方、意識が高いところは子供がこれだけ減るから、うちの高校はこういう推移になるだろうという試算をするでしょうけれども、そうとは限らない状況があると思いますので、できることならそれをちゃんとつくってください、もしくはそのデータごと提供するなど、そういうもう少しきめ細やかな対応をしていただければと思います。

■ 質問（しもづる）

あと、その定員減の影響について伺いたいのですけれども、まず普通科の高校について、今回例えば川辺を四学級から三学級にする、あるいは種子島中央が三学級から二学級になるなどあるわけですが、この普通科自体の学級数が減ると、特に化学、物理などありますが、そういう教員の配置としてどういうふうに変わってくるものなのか、教育にどういった影響があるものなのか教えてください。

□ 答弁（人事管理監）

ただいまの教員の配置のことですが、一学級減になりますと、定数では大体二名から三名ぐらゐの減が予想されます。その定数等の実際の教科等については、学校の教育課程や持ち時数等を踏まえて、学校長が判断をしていくことになろうかと思っております。

以上です。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。

あと、専門科についての影響を伺いたいのですが、専門科はいろいろ細分化されていて、それぞれ南薩の学区、北薩の学区で単一校、一個の高校だけというパターンもあるかと思えます。入学者数が年々少なくなってきていて希望者が少なくて、なくなるとなった場合に、例えば四十人いないからなくします、でも、五人なり十人なり二十人なり、その機械なら機械、電気なら電気に行きたい子らは、結局その場合、どうなるのですか、もし学科がなくなった場合には。

□ 答弁（高校教育課長）

周辺の学校の学科で、その代弁できる部分があると思えますけれども、これだけの状況になる中で、地域から関係の学科が全くなくなるということも今後、予想されると思っております。

そういった場合に、通学できる範囲がどこまでなのかということも含めて、中学校で本人の進路希望を考えながら相談をしていく、場合によっては、自分の進路希望を生かすために親元を離れて遠くの学校に行くということもあるでしょうし、そういう状況の中で、希望の学科を変えていくという進路指導が行われる場合もあると思えます。

■ 質問（しもづる）

これは意見ですが、親元を離れたらお金がかかるわけで、みんながみんな行けるわけではないので、やはりこの辺に対する支援体制は考えてかなければいけない、ということ意見を申し添えておいて、最後に一件、普通科の定数が減ったときに、中学生の人数を見て減らしているでしょうけれども、例えば、学校が頑張って集めてきてふえてきたという場合に、学級が元に戻る、もしくは増員することはあり得るものなのでしょうか。

□ 答弁（高校教育課長）

私どもの方針は、毎年毎年その募集定員はつくるという考え方でございますので、希望者がふえれば、当然、増ということはあり得ると思えます。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。ありがとうございます。

5. 生徒自殺発生時の対応について

■ 質問（しもづる）

私からは、出水市内の中学二年生の自殺に関する件で、県教委の対応並びに今後に向けた体制整備について伺います。

もうマスコミ報道等でありますとおり、平成二十三年の九月一日未明に、出水市内の中学校に通う中二の女子生徒が九州新幹線に飛び降りて自殺するという痛ましい事件が起きました。

私自身、その現場に行ってみたのですが、四メートルはあろうかというフェンス、僕も試しに指をかけて上ってみようと思いました。ただ、大人でも難しいです。その新学期の日の未明にどういう気持ちで乗り越えたのか、やはりいたたまれない気持ちになります。

やはり遺族としては真相を知りたい、なぜなのかということを知りたい、これは当然のことだろうと思います。ただ一方で、学校でさまざまな聞き取り調査を行おうとする場合に、大人ではなく子供が聞き取り対象になることから、それに応じた配慮、対応が必要になるということも事実であろうかと思いません。

その点につきまして、平成二十三年六月一日付で都道府県教委に向けて、文科省から局長通知として、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査のあり方について、というものが出ておりました、それを受けて県教委としては、同年六月二十二日に各市教委に対して、この局長通知を学校に周知するようという通知を出しているかと思えます。それらを踏まえて幾つか伺います。

一点目ですけれども、現在、アンケートの開示並びに非開示について、それぞれ署名が行われていることは報道のとおりです。この局長通知によると、調査を行う際には、在校生及びその保護者に対しても、できる限り、了解と協力を得る、ということが書いてあります。私は公開するかどうかということについて、結果論になるかもしれませんが、あらかじめ保護者、生徒に対して承諾をとっておくべきではなかったのかと思うのですが、今回承諾をとって行ったのかどうか。そして、それについて県教委として、どのような助言を市教委に対して行ったのかをお聞かせください。

□ 答弁（生徒指導監）

委員から御指摘のありましたように、昨年の六月一日付の文科省の通知では、できるだけ承諾をとるということもございます。そういった中で、市教委といたしましては、できるだけ遺族の心情に寄り添った形での対応をしたいと考えておりました。その際に遺族からは、早急にそのアンケートをとってほしいという要望等が出されたということでございます。

文科省の、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ、というのがございまして、その中で、実際にアンケートをとる際には、委員御指摘のように、承諾をとることがございます。けれども、その対応をした場合に、なかなかそのアンケート調査の実施時期がおくってしまうということ、また、遺族の方は早急にアンケート調査の実施を求めておられたということ、その中で、遺族の要

望を優先したということであると考えております。

■ 質問（しもづる）

今、早急にという遺族の要望があったというお話で、確かに承諾書をとるということには、それなりの時間がかかるかもしれません。ただ、承諾するかどうかは別として、承諾書をいつまでにくださいとやったときに、これが短ければ短いほど承諾がとれる率は下がるというのはわかりますが、承諾書を本気でとりにいけば、そんなに時間はかからないと思います。

例えば、承諾書をとりにいったらこれだけおくれます、三日なら三日遅くなります、こういう三日おくれて記憶が薄まるデメリットもありますが、ただ、承諾書をとれば、公開はできますということと、もう一つ、実際にやっておられた早くとるということ、ただし、その場合承諾書はとれないということ。これもやはり、それぞれのメリット・デメリット、さまざまな手法があるかと思いますが、それを遺族に対して示すべきではなかったかと思います。

この通知にも、その審議会の報告書において、なるべく遺族の心情・要望に寄り添った形でということが、各項目で貫かれている事項だと思います。さまざまなメリット・デメリットを示すべきではなかったのかと思いますが、そこについて実際と、またそのお考えをお聞かせください。

□ 答弁（義務教育課長）

出水市の事案では、特に遺族から、とにかく早く調査をしてほしいという御希望があったことを踏まえて、学校として最善の判断として、保護者の承諾を得るという手続をとらずに実施したものと考えております。

こういった自殺事案があった場合の背景調査のあり方については、今後もさまざまな研究があり得ると思っております、教訓という表現は適切でないかもしれませんが、今回のことで、考える部分は多いと思っております。

■ 質問（しもづる）

それでは、二つ目の論点について伺いたい。

今回、最終的に市教委の判断として、アンケートは開示しないという判断を現在されているわけですが、アンケート調査を行うに当たっては、計画並びに公表するかどうかの方針について、できる限り、遺族と合意をしておくことが重要である、と通知に明記されております。この点について説明し、理解を得たのかどうかというのが一点。

もう一点、まとめて聞きますけれども、公開する場合と非公開にする場合、これはそれぞれメリット・デメリットがあるかと思います。公開にします、承諾してください、と言ってとった場合には、もちろん非公開の場合に比べて、集まる情報は狭まるでしょう。ただし、公開にします、と言った場合のメリットとしては、遺族として見ることができるというメリットもあります。それぞれの手法にメリット・デメリットがあるわけです。

これについて比較して説明をしたのかどうかということ。そしてまた、今回の非開示でいきます、という方針について、遺族との合意はとれていたのかどうか、ということをお聞かせください。

□ 答弁（生徒指導監）

まず、承諾書をとるということにつきましては、そのことによって生徒の本音の部分が出てきにくくなるという懸念がありますということで、遺族とのやりとりはあったということでございます。

遺族からアンケートをとってくださいと言われたときに、そのアンケートの中身としては、憶測や伝聞も含んでいるということで信憑性を慎重に吟味する必要があるため、市教委としましては、お見せできないということで了承をしていただいたと理解しているということでございます。

■ 質問（しもづる）

続いて、調査委員会の人選について伺います。

市教委で調査委員会を設置して調査報告書も出ておりますけれども、調査委員会の人選につきましても、同じく通知に、中立的な立場の医師や弁護士等の専門家を加えた調査委員会を早期に設置、あるいは、その調査委員の構成等についても、できる限り遺族と合意、という記載がございます。今回の出水市教委の設置した調査委員会の人選について、遺族に説明し、理解を得られたのかどうか。

そして、この調査委員会に対して、その審議会の報告書を見ると、県教委としてあらかじめそういう人材のバンクではないですけれども、そういうものを整備しておきなさいという旨の記述があったと思いますが、整備されていたのか。そして、現在どうなのかということをお聞かせください。

□ 答弁（生徒指導監）

調査委員会につきましては、学校関係者や教職員、市教委の関係者で構成されているところでございます。

調査専門委員会につきましては、大学の学識経験者、臨床心理士、PTAの代表、地元のPTA連合会の代表などで構成されております。

具体的に、こういう個人名を出した形で遺族へのお話はしてはいないですけれども、こういう経歴のある方、こういう方々ということで情報の提供をして、了解いただいているということでございます。

■ 質問（しもづる）

その事故調の構成についてですけれども、今、報告書で人選を見ていますが、恐らくお手元にもあるかと思えます。第三者委員会という形をとるのであれば、どうしても学校側、教員側の人数が多過ぎるのではないかと思います。この事故調の場合だと、十一人中九人が教諭と学校側の方々、PTAを除くと、十一人中七人が学校の方々ということで、かつ、専門調ではなくて事故調には、弁護士、医師等は入っていません。

こういう枠組みについて、この通知にも、県教委としてこういう仕組みをつくっておいてください、ということが最後に書いてあります。調査委員会の委員の候補になる人材に関するリストの作成、そし

て、各都道府県ごとの背景調査の具体的な手順の検討、というものもやっておいてくださいと、県の教委に対して明記されているかと思います。

まず伺いたいのが、この事件が起こった二十三年九月一日段階と、また現在において、この人材に関するリスト、そして背景調査の具体的な手順は作成されていたものなのか。

そして、現在つくられているものなのか。この二点教えてください。

□ 答弁（生徒指導監）

九月一日付の通知に基づいて出水市でその対応、つまり専門委員会をつくっていたということではございません。この事案が起こって、その外部委員会、専門委員会をつくる際に、こういう構成ではどうかということで出水市教委、我々と連携しまして構成を考えたところでございます。

それからその後、そういう人材をデータ的にとっているかという御質問だったと思います。

□ 答弁（生徒指導監）

その時点で、委員の御指摘の人材バンクというものはございませんでした。（「現在は」という者あり）

現在も、そういう人材バンク的なもの、こういった事案が生じたときにこういう方々というものはございません。

■ 質問（しもづる）

では、もう一つ、背景調査の具体的な手順、こういう形で調査するという鹿児島県における標準モデルですが、それが、その通知から三カ月たった九月一日段階であったのか。そして、きょう、今この段階であるのかどうかということをお聞かせください。

□ 答弁（生徒指導監）

委員御指摘の文科省の示した指針がございますけれども、その中に、調査の手順等についてモデル化したものがございます。それが九月一日に示されています。それを基準として、事案が起こったときに、まず遺族の意向をできるだけ踏まえながら、そのモデル化したものに沿うような形でやりとりしていくということでございます。

委員の御指摘の、県が示した標準化されたモデルがあるのかということにつきましては、文科省が示したモデルに準拠してやっているということでございます。

■ 質問（しもづる）

確認ですけれども、この通知にある、各都道府県ごとの背景調査の具体的な手順の検討、については、鹿児島県教委としては、この通知が出るベースとなった審議会報告書に示されている指針を、そのまま適用するという方針だという理解でよろしいのでしょうか。

□ 答弁（生徒指導監）

その示されたものにつきましては、あくまでもモデルということでございますので、遺族の意向を踏

まえて、そのモデルにできるだけ寄り添うような形で個別に対応していくと考えております。(発言する者あり)

□ 答弁（義務教育課長）

子供が自殺した場合の調査のあり方について、これまで本県では、文科省が示していたモデルに準拠して対応するというをやってまいりました。

ただ、今回、実際にそのモデルに当てはめてやった場合に、十分御遺族等の了解を得られていないという現状もありますので、今後、それらの経緯を踏まえながら、県として、より寄り添った対応ができるようなことを考えていく必要があると思っています。

これまでの経験を踏まえながら、それぞれの個別の事案に当たるときに、モデルを参考にして適宜変更しながら、実際には指導・助言をしているところでございます。

■ 質問（しもづる）

ここに挙げられているのは、人材に関するリストと背景調査の具体的な手順という二つの論点があります。まず背景調査の具体的な手順ということから申し上げますと、確かに、二十三年六月一日に通知が出て、九月一日に起こっている。三カ月です。この段階でこの指針に基づいてやると、八割方基づいてやっているとは思いますが、ただ、そこに基づいてやっていない部分、承諾をとりましょうというのをとっていなかった等、あります。

少なくとも僕は、では、早くやってくださいと遺族が言うのであれば、早くやった場合、承諾とらずに早くやったらこういうメリット・デメリットがある、逆の場合もこういうメリット・デメリットがある、それで選んでもらって初めて納得できるのではないかと思います。

確かに通知三カ月後の初めて起こった事案、そして、そうそう起こらない、そして起こってはいけない事案ですので、最初から百点の対応ができるとは思いません。ただ、今回の対応が百点でなかったことは、今、出水市で起こっていることを含めて明らかです。この教訓を生かさなければいけないと思います。であるならば、最初のこの九月一日の出水の事案には、その指針をそのまま適用しましたと、漏れたところもありますが、では、何が漏れたのか。そして、そのまま適用したときにどういう問題が起こったから、鹿児島としてはこのモデルに準拠しつつも、真相を解明して、そして遺族の心情にどうすれば、より寄り添うことができるのかということをつくっていくべきではないでしょうか。

そしてもう一つ、人材に関するリストについて、今、ないとするならば、これも同じく六月一日に出た九月一日の段階であれば、本当はつくってほしかったけれども、三カ月であれば仕方がない面もあると思います。ただ、今、具体的な事件が起こって、しかも、二十三年六月一日から一年四カ月たっているわけです。この時点でないというのは、僕はおかしいと思いますし、そしてまた、これは意見になりますけれども、具体的な手順の検討は、第三者委員会的なものをつくるのであれば、専門家が過半数になること、弁護士、医師等そういうちゃんと調査ができる人を入れる、そしてそういうことができるリストをちゃんと市教委に提供できる整備をしておくなど、これはもう最低やらなければいけないのではないかと。つまり、今回の教訓を生かして、鹿児島としての手順とリストを整備していく。最初に

あるのは標準なものであって百点ではないわけです。鹿児島として、この痛ましい経験を生かして、つくっていくべきではないかと思えます。これは早急にやってほしいという強い要望も含めてですが、ぜひ、そのあたりの考えをお聞かせください。

□ 答弁（義務教育課長）

ありがとうございます。

文科省の指針でございますが、文科省におきましても、この間のいろいろな事案も踏まえて、今後見直しをするということは言われております。我々としても、そういったことを踏まえながら、今、委員御指摘のことを、ぜひ検討していきたいと思っております。

■ 質問（しもづる）

まず、その背景調査については、文科省が改定していく、それを見るというのは当然ですが、それを待つだけではなくて、やはり鹿児島としてベストのものを、そしてこの痛ましい教訓を踏まえて、一番よいものを積極的につくっていただきたいと思えます。

そしてもう一つ、リストについてお聞かせください、人材リストについてです。

□ 答弁（義務教育課長）

自殺の事案にかかわらず、先般文科省から示されました、いじめの対応として外部の専門家の知見を活用して、そういった事案を調整し、対応していくということが、次の二十五年の概算要求に盛り込まれることになっております。本県においても、そういったことの活用ということを検討しながら、今、御指摘の人材のリストについて、十分研究していきたいと思えます。

■ 質問（しもづる）

今、二十五年の概算要求という話がありましたが、人材リストをつくるというのは、そんなに何百万、何千万とかかる話ではないわけです。それは、今すぐやらなければいけないことではないかと、そしてまた……

■ 質問（しもづる）

もう一回、この通知の該当部分を読み上げます。都道府県教委は、中略、背景調査に関し、調査委員会の委員の候補となる人材に関するリストの作成を着実に推進する必要がある、と記載されてあります。二十三年六月一日付の通知です。逆に伺いたいのですが、このリストを今つくれない、もしくは障害になる事由、予算等含めてもいいので、今できない事由を教えてください。

□ 答弁（義務教育課長）

ただいま御指摘ありました人材のリストについて、早急に作成したいと思えます。（「それでいい」という者あり）

■ 質問（しもづる）

ぜひよろしく申し上げます。

そして、この件についてもう一点だけ、やはり子供が自殺するというのは、原因が何であれ痛ましい事故であります。まず伺いたいののが、過去何十年間で県内でどれぐらい子供の自殺者が出ているのか、把握していたら総数をお示してください。

答弁（生徒指導監）

平成十年から二十三年まで……

■ 質問（しもづる）

過去何十年で全部合わせて、総数何人ですか。

答弁（生徒指導監）

総数ですか。

平成十年度から平成二十三年度まで三十八名、小・中・高で総数が三十八名です。

■ 質問（しもづる）

平成十年度から二十三年、十四年間で三十八名ということで、県内に、学校がたしか小・中・高で九百、千ぐらいですか、それぐらいあると思いますが、そうすると、大体十四年通算で二十五から三十校に一人という割合になります。

では、伺いますが、その中でこれまで同一校で複数自殺者が出ている学校はありますか。

答弁（生徒指導監）

御質問の自殺事案が複数起こった学校は、私どもが把握しております過去二十年間のデータで数校ございます。

なお、児童生徒の自殺事案の公表につきましては、児童生徒、保護者の動揺が起こることが想定されますので、問題行動調査でも、県全体の学校種別の件数のみを公表しております。自殺事案の複数件起こっている学校につきましては、具体的な校数や学校種、それから地域、発生時期に係る御質問等に対しましては、回答は控えさせていただきたいと考えております。御理解をお願いいたします。

■ 質問（しもづる）

全体で見れば、過去数十年で大体三十校、二十五校に一人というところで、同一校から複数というのが数校あるということです。

原因はさまざまあるかと思いますが、やはりそういうところに対しては教員の加配をする、あるいは経験が豊富な教員を配置する、もしくは心理関係の専門家を配置するなど、いずれにしても全学校平等ではなく、そこには手厚い対応を行って再発防止を講じるべきだと思いますが、それに対する現状の取り組みと、そして今後のお考えを示してください。

□ 答弁（生徒指導監）

児童生徒がみずからその命を絶つということは、理由のいかんを問わず、あってはならないと考えているところでございます。深刻に受けとめているところでございます。

件数にかかわらず、県教委といたしましては、児童生徒の自殺事案が起こった場合には、緊急対応の経験豊富な臨床心理士の派遣、あるいは当該学校の実態に応じ、新たなスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置を行っているところでございます。

その配置を行うことによりまして、児童生徒や保護者、教職員の心のケアを行うとともに、校内や県の総合教育センター等の外部機関において、教職員のカウンセリングの力量向上等を目的とした研修を行っているところでございます。

また、人事上の対応といたしましては、校長や市町村教育長の要望を踏まえまして、教職員課と連携いたしまして、児童生徒支援の加配教員の配置等に努めているところでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

教育の分野も含めて、さまざまな新たな課題、問題というのに我々は直面していくことかと思えます。もちろん最初から百点の対応ができれば一番いいでしょうが、そうじゃないときもあるかと思えます。でも、その教訓をどう生かしていくのか、必ず生かさなければいけないと思えます。ぜひ、再発防止も含めて、今回の痛ましい事件を少しでも前に進むために教訓とできるよう、一緒に知恵を出し合っていければと思い、それを申し上げて終わります。